



令和6年度 要援護世帯たすけあい支援のご案内

毎年、「赤い羽根共同募金運動」「歳末たすけあい運動」として、町民の皆さまからのあたたかい善意をお寄せいただいております。この善意の一部を、生活に支援を必要とする世帯の方々へお見舞金と生活支援物品を配分します。下記に該当される方で希望される方は、申請時の必要書類（ ）内を持参の上、社協窓口またはQRコードより申請してください。

《配分の対象となる世帯》 次の（１）から（３）を満たしている世帯

- （１）令和6年10月1日現在で、与那国町内に6カ月以上居住していること
- （２）住民税非課税世帯であること
- （３）下記のA～Dのいずれかひとつに該当する世帯

A. 18才未満、高校3年生以下の子を養育しているひとり親世帯

（非課税証明書・児童扶養手当証）

B. 身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方

（非課税証明書・障がい者手帳）

C. その他、経済的な理由や疾病等により支援が必要な世帯

（非課税証明書）

D. 在宅で要介護3～5の高齢者等を介護している世帯

（介護保険証のみで申請可能）

※生活保護世帯は対象外となります。

※施設等入所者、6カ月以上の長期入院者は対象外となります。

※支援金の金額は、今年度の歳末たすけあい募金額と申請件数によって決定されます。

※所得課税証明書（非課税証明書）は与那国町役場税務課にて発行できます。

《申請先及び問合せ先》

上記の必要書類と申請書を持参し、与那国町社会福祉協議会窓口または下記QRコードにて申請してください。

連絡先： 0980-87-2471



受付期間

令和6年12月2日（月）～令和6年12月25日（水）まで